

ヒト・モビリティ・ソサエティに係わるシミュレーション技術の高度化
コンソーシアム規約

令和6年1月1日

この規約（以下「本規約」という。）は、国立大学法人香川大学イノベーションデザイン研究所コンソーシアム規程（以下「ID 研究所コンソーシアム規程」という。）に基づき設置する「ヒト・モビリティ・ソサエティに係わるシミュレーション技術の高度化コンソーシアム」について必要な事項を定める。

（設置）

第1条 国立大学法人香川大学イノベーションデザイン研究所（以下「ID 研究所」という。）に、ヒト・モビリティ・ソサエティに係わるシミュレーション技術の高度化コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、ヒト・モビリティ・ソサエティに関わる様々な社会課題を解決するため異なる分野の研究者が協力して新たな解決策や視点を創出できる方法論の提案・研究・実証等を行うことを主目的とする。また、そのための主要ツールとしてシミュレーション技術を据え、その高度化について議論・検討・検証するものである。

（構成員）

第3条 本コンソーシアムの構成員（以下「構成員」という。）は、前条の目的に賛同する企業、自治体、大学等の機関であって、プロジェクトリーダーが参加を認める機関とする。なお、構成員間の技術競合関係など、本コンソーシアムの円滑な運営に資する事項も併せて考慮するものとする。

2 構成員は、ID 研究所コンソーシアム規程第6条第1項及び同第2項に基づき、参加手続き等を行うものとする。一度参加申込みを行った構成員は、毎年度の更新手続きを行うことなく、ID 研究所コンソーシアム脱退届出書が提出されるまで、自動的に継続して構成員としての資格を有するものとする。

3 プロジェクトリーダーは、必要に応じて香川大学関係部局をコンソーシアム構成員として参加させるものとする。

4 プロジェクトリーダーは、構成員およびその活動状況の概要を公開することができる。

（役員）

第4条 本コンソーシアムに次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 ID 研究所コンソーシアム規程第4条第2項に基づき、本コンソーシアムの会長は、プロジェクトリーダーが務める。

3 副会長は、総会において構成員から選任し、任期は事業年度単位とした最長1年間とす

る。ただし、再任を妨げない。

- 4 監事は、総会において構成員から選任し、任期は事業年度単位とした最長1年間とする。
ただし、再任を妨げない。

(職務)

第5条 会長は、コンソーシアムを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(活動内容)

第6条 本コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) モビリティに関連する構成員間の情報交換、情報共有、協働の場づくり
- (2) モビリティに関連する研究成果の発信、普及活動
- (3) その他本コンソーシアムの事業に関する活動

(活動体制)

第7条 本コンソーシアムは、第6条に定める活動内容を円滑に遂行するため、テーマに応じて、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。活動方針を策定するステアリングコミッティをWG1とし、委員長はプロジェクトリーダーが務める。WG2は理論検討、WG3はソフト実装、WG4はデータ取得を行い、各委員長はWG1において構成員から選任する。

(活動期間)

第8条 本コンソーシアムの活動期間（以下「活動期間」という。）は、令和6年1月1日から令和10年3月31日とする。なお、プロジェクトリーダーは、事前に構成員の意見を集約し、イノベーションデザイン研究所長（以下「ID研究所長」という。）の同意を得たうえで、活動期間を短縮又は延長することができる。活動期間が短縮又は延長されたときは、プロジェクトリーダーから構成員に通知する。

(事業費用)

第9条 構成員は、ID研究所コンソーシアム規程第7条第1項に基づき、事業年度毎に、企業等は600千円/口として1口以上、大学・公的研究機関は100千円を納付するものとする。ただし、大学・公的研究機関については、当該事業年度中に話題提供を行うことにより、事業費用の納付を免除する。

- 2 個別のワーキンググループにおいて、活動費用が必要になる場合は、WG1において別に定める。ただし、大学・公的研究機関については、当該事業年度中に話題提供を行うことにより、活動費用の納付を免除する。

- 3 事業費用を配分するときは、120分の100に相当する額をプロジェクトリーダー及び参画研究者等に配分し、120分の20に相当する額をID研究所及びプロジェクト部門に関連する部局の管理事務等に充てる。

(情報の取り扱い)

第10条 構成員は、構成員間において開示される情報を本コンソーシアムの目的のために、他の構成員に開示することができる。

- 2 構成員は、構成員間において秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該情報に「Confidential」と明記したうえで、開示するものとする。
- 3 構成員以外に対して、本コンソーシアムの活動によって得られた情報について、第3条第4項以外においては原則として開示しないものとする。ただし、学会発表や論文投稿を行う場合、研究開発を行う場合及び広報活動を行う場合はWG1にて承認を得るものとし、謝辞に本コンソーシアムの活動であることを明記することとする。本コンソーシアムから脱退又はその資格を喪失した場合、その後3年間も同様とする。
- 4 新たに本コンソーシアムに参加した構成員には、参加する前に本コンソーシアムの活動によって得られた情報について原則として開示しないものとし、開示する場合はWG1にて承認を得るものとする。

(知的財産権の取り扱い)

第11条 ID 研究所コンソーシアム規程第9条の定めに拘わらず、新規知財の帰属先については、該当する研究テーマに参画した構成員により、その都度協議する。

(総会)

第12条 ID 研究所コンソーシアム規程第4条第2項に基づき、本コンソーシアムの総会の議長（以下「議長」という。）は、プロジェクトリーダーが務める。

- 2 総会は、WG1において開催する。総会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、総会の議決は出席する構成員の過半数の同意によって決する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 議長は、事業年度が開始するとともに、速やかに総会を開催しなければならない。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。
 - (1) 本コンソーシアムの運営に関する重要事項
 - (2) 事業計画及び事業報告等に関すること
 - (3) 予算及び決算に関すること
 - (4) 副会長及び監事の選出に関すること
 - (5) その他重要事項
- 6 総会は議長が招集する。
- 7 総会は少なくとも毎年度1回開催するものとする。

(事業年度)

第13条 事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初に任命される副会長及び監事の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。
- 3 本コンソーシアム設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、令和7年3

月 3 1 日までとする。

附 則

- 1 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○「ヒト・モビリティ・ソサエティに係わるシミュレーション技術の高度化コンソーシアム」納付口数による区分

会員別	企業等		大学・公的研究機関
	3口／年 以上	1口／年	1口／年
WG1 議決権	1名	1名	委員長が選任した方 (全体で最大3名)
参加可能人数	1口につき3名	3名	3名
Re:sim 講習会 参加	無償	有償	無償

※推奨口数は、中小企業基本法第二条第一項に該当する企業は3口以上、それ以外の企業は1口以上とする。